

官報

号外

平成九年十二月十二日

○第四百十一回 衆議院會議録 第二十一号(一)

平成九年十二月十二日(金曜日)

議事日程 第十二号

平成九年十二月十二日

午後二時開議

第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

国会法等の一部を改正する法律案(本院提出、参議院回付)

日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する

請願外六百八十三請願

懲罰委員会を除く内閣委員会外十八常任委員会

並びに災害対策特別委員会外七特別委員会に

おいて、各委員会から申出のあった案件につ

いて閉会中審査するの件(議長発議)

情報公開法案(松本善明君外一名提出)及び行政

情報公開に関する法律案(倉田栄喜君外七

名提出)は、内閣委員会において閉会中審査

するの件(議長発議)

午後五時三十四分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きま

す。

○議長(伊藤宗一郎君) お諮りいたします。

参議院から、本院提出、国会法等の一部を改正する法律案が回付されました。この際、議事日程に追加して、右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程第一に先立ち追加されました。

国会法等の一部を改正する法律案(本院提出、参議院回付)

○議長(伊藤宗一郎君) 国会法等の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

国会法等の一部を改正する法律案の参議院回付案

(本号(一)末尾に掲載)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、参議院の修正に同意することに決まりました。

日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に関する調査特別委員長葉梨信行君。

公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号(一)末尾に掲載)

(葉梨信行君登壇)

○葉梨信行君 ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、公職選挙法改正に関する調査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の各選挙における投票率の低下傾向にかんがみ、選挙人が投票をしやすい環境を整えるため、選挙人名簿の定時登録の回数増加、投票時間の延長、不在者投票制度の改善等の措置を講ずるとともに、衆議院議員の任期満了による総選挙及び参議院議員の通常選挙の選挙期日に関する規定を改めるほか、選挙に関する事務の簡素合理化等を図ろうとするものであります。

第四は、不在者投票についてであります。

選挙人が利用しやすい不在者投票制度とするため、不在者投票事由を緩和するとともに、不在者投票をすることができる時間を原則として三時間延長し、午前八時三十分から午後八時までとすることとしたしております。

本案の主な内容は次のとおりであります。

第一は、選挙人名簿についてであります。

選挙人名簿の定時登録は、現在、年一回行うこととされておりますが、登録漏れをできる限り少なくし、選挙権行使の機会をより確保するため、これを年四回に増加することとしたしております。

また、選挙人名簿の様式は現在カード式に限られていますが、事務の効率化を図る観点から、この制限を廃止するとともに、選挙人名簿を磁気ディスクによって調製することもできることとしたしております。

第二は、衆議院議員の任期満了による総選挙及び参議院議員の通常選挙の選挙期日についてであります。

これらの選挙を行うべき期間が国会開会中または国会閉会の日から二十三日以内にかかる場合には、その総選挙及び通常選挙は国会閉会の日から二十四日以後三十日以内に行うこととしたしております。

第三は、投票時間についてであります。

投票時間は、現在原則として午前七時から午後六時までとされておりますが、通勤者等の便宜を考慮して、これを二時間延長し、原則として午前七時から午後八時までとすることとしたしております。

以上のほか、候補者届け出等の際の添付書類の簡素化、選挙公報掲載文の字数制限の廃止、参議院通常選挙における確認団体の公営による政策広告の廃止等を行うこととしております。

なお、この法律は、原則として平成十年六月一日から施行することとしております。

以上のうち、参議院で行われた修正は次の二点であります。

すなわち、衆議院議員の任期満了による総選挙及び参議院議員の通常選挙の選挙期日に関する改正規定を追加したこと、及び不在者投票をすることができる時間について、政府原案では二時間延長とされていたのに対し、三時間延長に改めたこととあります。

本案は、去る十一月二十八日参議院から本院に送付され、十二月五日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、昨十一日上杉自治大臣から提案理由の説明及び参議院選挙制度に関する特別委員長代理者鈴木敏君から参議院における修正の趣旨説明を聴取した後、質疑及び討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対して附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○田野瀬良太郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

本日委員会の審査を終了した元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願外六百八十三請願を一括議題とし、その審議を進められることを望みます。

〔請願の件名は本号(一)末尾に掲載〕

○議長(伊藤宗一郎君) 田野瀬良太郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願外六百八十三請願

○議長(伊藤宗一郎君) 元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願外六百八十三請願を一

括して議題といたします。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。

まず、原子力発電等に関する請願八請願は委員長の報告を省略して採択するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、その次、ただいま採択いたしました請願を除く他の六百七十六請願は委員長の報告を省略して採択するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。

委員会の閉会中審査に関する件

○議長(伊藤宗一郎君) お諮りいたします。懲罰委員会を除く内閣委員会外十八常任委員会並びに災害対策特別委員会外七特別委員会から閉会中審査をいたしたいとの申し出があります。

〔閉会中審査案件は本号(一)末尾に掲載〕

○議長(伊藤宗一郎君) 各委員会から申し出のあった案件中、まず、建設委員会から申し出の道路整備特別措置法の一部を改正する法律案は、同委員会において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、その次、ただいま閉会中審査することに決まりました案件を除く他の案件について、各委員会において申し出のとおり閉会中審査をするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。

○議長(伊藤宗一郎君) お諮りいたします。松本善明君外一名提出、情報公開法案及び倉田栄喜君外七名提出、行政情報の公開に関する法律案は、内閣委員会において閉会中審査をすることといたしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。

- 八三 同(家西悟君紹介)(第二七〇八号)
- 八四 同(上原康助君紹介)(第二七〇九号)
- 八五 同(木島日出夫君紹介)(第二七一〇号)
- 八六 同(寺前巖君紹介)(第二七一一号)
- 八七 同(古堅実吉君紹介)(第二七二二号)
- 八八 同(前島秀行君紹介)(第二七二三号)

(地方行政委員会)

- 一 現行行政書士制度維持に関する請願(小坂憲次君紹介)(第八一七号)
- 二 同(堀込征雄君紹介)(第八一八号)
- 三 同(小川元君紹介)(第九二九号)
- 四 同(宮下創平君紹介)(第九八九号)
- 五 同(北沢清功君紹介)(第一一三八号)
- 六 同(村井仁君紹介)(第一二二五号)
- 七 同(木島日出夫君紹介)(第一四八四号)
- 八 同(羽田孜君紹介)(第一八三六号)
- 九 行政書士制度の規制緩和の慎重な検討に関する請願(桜井新君紹介)(第二一〇五八号)

(大蔵委員会)

- 一 酒販免許制度の堅持等に関する請願(飯島忠義君紹介)(第三三一号)
- 二 同(遠藤武彦君紹介)(第三六六号)
- 三 同(樽床伸二君紹介)(第四〇八号)
- 四 同(棚橋泰文君紹介)(第五〇八号)
- 五 同(根本匠君紹介)(第五〇九号)
- 六 同(前田正君紹介)(第五一〇号)

- 七 同(佐々木洋平君紹介)(第五三七号)
- 八 同(達増拓也君紹介)(第五三八号)
- 九 同(佐々木洋平君紹介)(第五五五号)
- 一〇 同(田中和徳君紹介)(第五五六号)
- 一一 同(玉置一弥君紹介)(第五五七号)
- 一二 同(中馬弘毅君紹介)(第五五八号)
- 一三 同(中山太郎君紹介)(第五五九号)
- 一四 同(長勢甚遠君紹介)(第五六〇号)
- 一五 同(野中広務君紹介)(第五六一号)
- 一六 同(秋山教蔵君紹介)(第五六二号)
- 一七 同(目片信君紹介)(第五六三号)
- 一八 同(井上喜一君紹介)(第五七五号)
- 一九 同(奥田幹生君紹介)(第五七六号)
- 二〇 同(奥山茂彦君紹介)(第五七七号)
- 二一 同(佐々木洋平君紹介)(第五七八号)
- 二二 同(佐藤剛男君紹介)(第五七九号)
- 二三 同(高島修君紹介)(第五八〇号)
- 二四 同(玉沢徳一郎君紹介)(第五八一号)
- 二五 同(中山太郎君紹介)(第五八二号)
- 二六 同(穂積良行君紹介)(第五八三号)
- 二七 同(井上喜一君紹介)(第五八四号)
- 二八 同(小沢一郎君紹介)(第五八五号)
- 二九 同(笹山登生君紹介)(第五八六号)
- 三〇 同(鈴木俊一君紹介)(第五八七号)
- 三一 同(住博司君紹介)(第五八八号)
- 三二 同(高島修君紹介)(第五八九号)
- 三三 同(中山太郎君紹介)(第五九〇号)

- 三四 同(福島豊君紹介)(第六六〇号)
- 三五 同(増田敏男君紹介)(第六六一号)
- 三六 同(松沢成文君紹介)(第六六二号)
- 三七 同(江口一雄君紹介)(第六六八号)
- 三八 同(大原一三君紹介)(第六六九号)
- 三九 同(笹山登生君紹介)(第六八〇号)
- 四〇 同(鈴木俊一君紹介)(第六八一号)
- 四一 同(高島修君紹介)(第六八二号)
- 四二 同(中馬弘毅君紹介)(第六八三号)
- 四三 同(大原一三君紹介)(第六八四号)
- 四四 同(堀山静六君紹介)(第六八五号)
- 四五 同(木村隆秀君紹介)(第六八六号)
- 四六 同(坂上富男君紹介)(第六八七号)
- 四七 同(桜井郁三君紹介)(第六八八号)
- 四八 同(鈴木俊一君紹介)(第六八九号)
- 四九 同(中馬弘毅君紹介)(第六九〇号)
- 五〇 同(船田元君紹介)(第六九一号)
- 五一 同(松浪健四郎君紹介)(第六九二号)
- 五二 同(森喜朗君紹介)(第六九三号)
- 五三 同(大原一三君紹介)(第六九四号)
- 五四 同(久野統一郎君紹介)(第六九五号)
- 五五 同(杉浦正健君紹介)(第六九六号)
- 五六 同(鈴木俊一君紹介)(第六九七号)
- 五七 同(棚橋泰文君紹介)(第六九八号)
- 五八 同(中尾栄一君紹介)(第六九九号)
- 五九 同(宮地正介君紹介)(第七〇〇号)
- 六〇 同(村山達雄君紹介)(第七〇一号)

- 六一 同(保岡興治君紹介)(第七三六号)
- 六二 同(太田誠一君紹介)(第七六一号)
- 六三 同(北橋健治君紹介)(第七六二号)
- 六四 同(河本三郎君紹介)(第七六三号)
- 六五 同(塩田晋君紹介)(第七六四号)
- 六六 同(田村憲久君紹介)(第七六五号)
- 六七 同(近岡理一郎君紹介)(第七六六号)
- 六八 同(松永光君紹介)(第七六七号)
- 六九 同(村井仁君紹介)(第七六八号)
- 七〇 同(村山達雄君紹介)(第七六九号)
- 七一 同(荒井広幸君紹介)(第七七〇号)
- 七二 同(上田清司君紹介)(第七七一号)
- 七三 同(太田誠一君紹介)(第七七二号)
- 七四 同(奥野誠亮君紹介)(第七七三号)
- 七五 同(笹木竜三君紹介)(第七七四号)
- 七六 同(田村憲久君紹介)(第七七五号)
- 七七 同(島山健治郎君紹介)(第七七六号)
- 七八 同(原健三郎君紹介)(第七七七号)
- 七九 金融及び証券に係る事件の徹底究明に関する請願(小坂憲次君紹介)(第八二〇号)
- 八〇 同(堀込征雄君紹介)(第八二一号)
- 八一 同(小川元君紹介)(第八二二号)
- 八二 酒販免許制度の堅持等に関する請願(金井宏君紹介)(第八二三号)
- 八三 同(大村秀章君紹介)(第八二四号)
- 八四 同(太田誠一君紹介)(第八二五号)

八五 同(北橋健治君紹介)(第八二六号)	一一二 同(小坂憲次君紹介)(第九三九号)	一三九 同(中山利生君紹介)(第一〇〇九号)	一六五 同(園田博之君紹介)(第一一五〇号)
八六 同(河本三郎君紹介)(第八二七号)	一一三 同(古賀正浩君紹介)(第九四〇号)	一四〇 同(浜田靖一君紹介)(第一〇一〇号)	一六六 同(西岡武夫君紹介)(第一一五一号)
八七 同(左藤恵君紹介)(第八二八号)	一一四 同(美川幸夫君紹介)(第九四一号)	一四一 同(松本純君紹介)(第一〇一一号)	一六七 同(野田毅君紹介)(第一一五二号)
八八 同(佐藤勉君紹介)(第八二九号)	一一五 同(谷畑孝君紹介)(第九四二号)	一四二 同(松本龍君紹介)(第一〇一二号)	一六八 同(葉梨信行君紹介)(第一一五三号)
八九 同(田村憲久君紹介)(第八三〇号)	一一六 同(中馬弘毅君紹介)(第九四三三三)	一四三 同(宮下創平君紹介)(第一〇一三三三)	一六九 同(林幹雄君紹介)(第一一五四号)
九〇 同(谷口隆義君紹介)(第八三一三三)	一一七 同(浜田靖一君紹介)(第九四四四四)	一四四 同(村田吉隆君紹介)(第一〇一四四四)	一七〇 同(松下忠洋君紹介)(第一一五五号)
九一 同(畠山健治郎君紹介)(第八三三三三)	一一八 同(松岡利勝君紹介)(第九四五五五)	一四五 同(保岡興治君紹介)(第一〇一五五五)	一七一 同(御法川英文君紹介)(第一一五六六)
九二 同(古屋圭司君紹介)(第八三三三三)	一一九 同(宮本一三君紹介)(第九四六六六)	一四六 同(山中貞則君紹介)(第一〇一六六六)	一七二 同(村田吉隆君紹介)(第一一五七七)
九三 同(川崎二郎君紹介)(第九〇六六六)	一二〇 同(吉田六左エ門君紹介)(第九四七七七)	一四七 同(赤城徳彦君紹介)(第一〇一八八八)	一七三 同(茂木敏充君紹介)(第一一五八八)
九四 同(北側一雄君紹介)(第九〇七七七)	一二一 同(麻生太郎君紹介)(第九九一一一)	一四八 同(赤松正雄君紹介)(第一〇一八一一)	一七四 同(山口泰明君紹介)(第一一五九九)
九五 同(北橋健治君紹介)(第九〇八八八)	一二二 同(石田勝之君紹介)(第九九二二二)	一四九 同(麻生太郎君紹介)(第一〇一二二二)	一七五 同(山中貞則君紹介)(第一一六〇〇)
九六 同(近岡理一郎君紹介)(第九〇九九九)	一二三 同(稲垣実男君紹介)(第九九三三三)	一五〇 同(川崎二郎君紹介)(第一〇一三三三)	一七六 同(山本幸三君紹介)(第一一六一一)
九七 同(中馬弘毅君紹介)(第九一〇〇〇)	一二四 同(稲葉大和君紹介)(第九九四四四)	一五一 同(北村直人君紹介)(第一〇一四四四)	一七七 同(山本幸三君紹介)(第一一六二二)
九八 同(中野清君紹介)(第九一一一一)	一二五 同(白井日出男君紹介)(第九九五五五)	一五二 同(小坂憲次君紹介)(第一〇一五五五)	一七八 同(北沢清功君紹介)(第一一七三七)
九九 同(西川公也君紹介)(第九一二二二)	一二六 同(江崎鐵磨君紹介)(第九九六六六)	一五三 同(砂田圭佑君紹介)(第一〇一六六六)	一七九 酒販免許制度の堅持等に関する請願
一〇〇 同(古屋圭司君紹介)(第九一三三三)	一二七 同(小川元君紹介)(第九九七七七)	一五四 同(外四件(虎島和夫君紹介)(第一〇一七七七)	同(青山丘君紹介)(第一二三三三三)
一〇一 同(三ツ林弥太郎君紹介)(第九一四四四)	一二八 同(加藤卓二君紹介)(第九九八八八)	一五五 同(福永信彦君紹介)(第一〇一八八八)	一八〇 同(麻生太郎君紹介)(第一二三三三三)
一〇二 同(持永和見君紹介)(第九一五五五)	一二九 同(川崎二郎君紹介)(第九九九九九)	一五六 同(松下忠洋君紹介)(第一〇一九九九)	一八一 同(井奥貞雄君紹介)(第一二三三三三)
一〇三 同(石田勝之君紹介)(第九一三〇〇)	一三〇 同(北橋健治君紹介)(第一〇〇〇〇〇)	一五七 同(村田吉隆君紹介)(第一〇一九〇〇)	一八二 同(衛藤征士郎君紹介)(第一二三三四四)
一〇四 同(稲葉大和君紹介)(第九三一一一)	一三一 同(小坂憲次君紹介)(第一〇〇一一一)	一五八 同(山中貞則君紹介)(第一〇一九一一)	一八三 同(太田誠一君紹介)(第一二三三三五)
一〇五 同(小川元君紹介)(第九三二二二)	一三二 同(古賀正浩君紹介)(第一〇〇二二二)	一五九 同(赤城徳彦君紹介)(第一一四四四四)	一八四 同(外一件(金子原二郎君紹介)(第一二三三六六)
一〇六 同(小此木八郎君紹介)(第九三三三三)	一三三 同(河野洋平君紹介)(第一〇〇三三三)	一六〇 同(麻生太郎君紹介)(第一一四四四四)	一八五 同(倉田栄喜君紹介)(第一二三三七七)
一〇七 同(奥田敬和君紹介)(第九三四四四)	一三四 同(左藤恵君紹介)(第一〇〇四四四)	一六一 同(石橋一弥君紹介)(第一一四四四四)	一八六 同(中馬弘毅君紹介)(第一二三三八八)
一〇八 同(鹿野道彦君紹介)(第九三五五五)	一三五 同(佐藤敬夫君紹介)(第一〇〇五五五)	一六二 同(亀井善之君紹介)(第一一四四四四)	一八七 同(西岡武夫君紹介)(第一二三三九九)
一〇九 同(海部俊樹君紹介)(第九三六六六)	一三六 同(坂本三十次君紹介)(第一〇〇六六六)	一六三 同(川崎二郎君紹介)(第一一四四四四)	
一一〇 同(川崎二郎君紹介)(第九三七七七)	一三七 同(菅義偉君紹介)(第一〇〇七七七)	一六四 同(新藤義孝君紹介)(第一一四九九九)	
一一一 同(北橋健治君紹介)(第九三八八八)	一三八 同(中川昭一君紹介)(第一〇〇八八八)		

一八八 同(原健三郎君紹介)(第一二四〇号)	二二五 同(金子一義君紹介)(第一四九八号)	二四一 同(木島日出夫君紹介)(第一五二二号)	二六五 同(丹羽雄哉君紹介)(第三二二四号)
一八九 同(松下忠洋君紹介)(第一二四一号)	二二六 同(阪上善秀君紹介)(第一四九九号)	二四二 同(酒販免許制度の堅持等に関する請願)	二六六 同(羽田孜君紹介)(第三二二五号)
一九〇 同(御法川英文君紹介)(第一二四二号)	二二七 同(西田猛君紹介)(第一五〇〇号)	二四三 同(伊藤英成君紹介)(第一八四三三三)	二六七 同(田孝治君紹介)(第三二二六号)
一九一 同(宮澤喜一君紹介)(第一二四三三三)	二二八 同(原健三郎君紹介)(第一五〇一三三)	二四四 同(石崎岳君紹介)(第一八四四四四)	二六八 同(柳沢伯夫君紹介)(第三二二七号)
一九二 同(村田吉隆君紹介)(第一二四四四四)	二二九 同(松下忠洋君紹介)(第一五〇二二二)	二四五 同(岸本光造君紹介)(第一八四五五五)	二六九 同(外一件(龜井静香君紹介)(第三二六九号)
一九三 同(茂木敏光君紹介)(第一二四五五五)	二三〇 同(村井仁君紹介)(第一五〇三三三)	二四六 同(榎井新君紹介)(第一八四六六六)	二七〇 同(外三件(中山正暉君紹介)(第三二七〇号)
一九四 同(森英介君紹介)(第一二四六六六)	二三一 同(矢上雅義君紹介)(第一五〇四四四)	二四七 同(田中真紀子君紹介)(第一八四七七七)	二七一 同(野田実君紹介)(第三二七一一一)
一九五 同(柳本卓治君紹介)(第一二四七七七)	二三二 同(渡辺具能君紹介)(第一五〇五五五)	二四八 同(谷川和穂君紹介)(第一八四八八八)	二七二 同(与謝野馨君紹介)(第三二七二二二)
一九六 同(相沢英之君紹介)(第一二四五五五)	二三三 同(渡辺喜美君紹介)(第一五〇六六六)	二四九 同(中馬弘毅君紹介)(第一八四九九九)	二七三 同(金融及び証券に係る事件の徹底究明に関する請願(羽田孜君紹介)(第一八六七七号)
一九七 同(井奥貞雄君紹介)(第一二五五五五)	二三四 同(池田行彦君紹介)(第一六四二二二)	二五〇 同(羽田孜君紹介)(第一八五〇〇〇)	二七四 同(酒販免許制度の堅持等に関する請願(粕谷茂君紹介)(第二四七〇号)
一九八 同(河村建夫君紹介)(第一二五五五五)	二三五 同(石破茂君紹介)(第一六四三三三)	二五一 同(同(羽田孜君紹介)(第一八五一一一)	二七五 同(外一件(河井克行君紹介)(第二四七一七号)
一九九 同(東家嘉幸君紹介)(第一二五五五五)	二三六 同(斎藤斗志一君紹介)(第一六四四四四)	二五二 同(同(保利耕輔君紹介)(第一八五二二二)	二七六 同(外一件(古賀誠君紹介)(第二四七二二二)
二〇〇 同(中川秀直君紹介)(第一二五五五五)	二三七 同(鈴木恒夫君紹介)(第一六四五五五)	二五三 同(同(保利耕輔君紹介)(第一八五三三三)	二七七 同(同(佐藤孝行君紹介)(第二四七三三三)
二〇一 同(原健三郎君紹介)(第一二五五五五)	二三八 同(土屋品子君紹介)(第一六四六六六)	二五四 同(同(村田吉隆君紹介)(第一八五四四四)	二七八 同(同(坂井隆憲君紹介)(第二四七四四四)
二〇二 同(松下忠洋君紹介)(第一二五五五五)	二三九 同(若松謙維君紹介)(第一六四七七七)	二五五 同(同(公津義男君紹介)(第一八五五五五)	二七九 同(同(外一件(津島雄二君紹介)(第二四七五五五)
二〇三 同(宮澤喜一君紹介)(第一二五五五五)	二四〇 同(渡辺喜美君紹介)(第一六四八八八)	二五六 同(同(柳沢伯夫君紹介)(第一八五六六六)	二八〇 同(同(原田義昭君紹介)(第二四七六六六)
二〇四 同(茂木敏光君紹介)(第一二五六六六)	二四一 同(木部佳昭君紹介)(第一六七三三三)	二五七 同(同(井上喜一君紹介)(第二〇六八八八)	二八一 同(同(緒貫民輔君紹介)(第二四七七七七)
二〇五 同(柳本卓治君紹介)(第一二五六六六)	二四二 同(岸田文雄君紹介)(第一七三三三三)	二五八 同(同(今村雅弘君紹介)(第二〇六九九九)	二八二 同(同(中野寛成君紹介)(第二四七三三三)
二〇六 同(大野松茂君紹介)(第一二四一一一)	二四三 同(佐藤静雄君紹介)(第一七三三三三)	二五九 同(同(笹川堯君紹介)(第二〇七〇〇〇)	二八三 同(同(中野正志君紹介)(第二四七三三三)
二〇七 同(木部佳昭君紹介)(第一二四一一一)	二四四 同(鈴木恒夫君紹介)(第一七三三三三)	二六〇 同(同(村田敬次郎君紹介)(第二〇七一七)	
二〇八 同(栗原博久君紹介)(第一二四二三三)	二四五 同(中谷元君紹介)(第一七三三三三)	二六一 同(同(浅野勝人君紹介)(第三二一九九)	
二〇九 同(佐藤勉君紹介)(第一四一四四号)	二四六 同(野呂田芳成君紹介)(第一七三七七三)	二六二 同(同(草川昭三君紹介)(第三二二〇〇〇)	
二一〇 同(中野寛成君紹介)(第一四一五五五)	二四七 同(並沼超夫君紹介)(第一七三三八八)	二六三 同(同(笹川堯君紹介)(第三二二二二二)	
二一一 同(藤井裕久君紹介)(第一四一六六六)	二四八 同(細田博之君紹介)(第一七三三九九)	二六四 同(同(外一件(竹本直一君紹介)(第三二二三三三)	
二一二 同(松下忠洋君紹介)(第一四一七七七)	二四九 同(柳沢伯夫君紹介)(第一七四〇〇〇)	二六五 同(同(中馬弘毅君紹介)(第三二二三三三)	
二二三 同(武藤嘉文君紹介)(第一四一八八八)	二五〇 同(金融及び証券に係る事件の徹底究明に関する請願(村井仁君紹介)(第一二二七二二)		
二二四 同(池田行彦君紹介)(第一四九七七号)			

二八四 同(並木正芳君紹介)(第二七二五号)
(文教委員会)

一 公立小中学校事務職員及び栄養職員の義務教育費国庫負担法適用除外反対に関する請願(古賀誠君紹介)(第一〇五号)

二 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願(桜井新君紹介)(第二二五号)

三 私学助成制度の堅持に関する請願(桜井新君紹介)(第二二六号)

四 人材確保法に基づく教職員の待遇改善推進に関する請願(河村建夫君紹介)(第七九八号)

五 私学助成の充実に関する請願(小坂憲次君紹介)(第八四九号)

六 同(堀込征雄君紹介)(第八五〇号)

七 同(小川元君紹介)(第九七二号)

八 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願(赤松広隆君紹介)(第八五三三三)

九 同(小坂憲次君紹介)(第八五四号)

一〇 同(保坂展人君紹介)(第八五五号)

一一 同(堀込征雄君紹介)(第八五六号)

一二 同(村田敬次郎君紹介)(第九二六号)

一三 同(小川元君紹介)(第九六八号)

一四 同(肥田美代子君紹介)(第九六九号)

一五 同(藤村修君紹介)(第九七〇号)

一六 学校事務職員・栄養職員の給与費の半額国庫負担堅持に関する請願(藤村修君紹介)

介(第九六二号)

一七 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願(江崎鐵磨君紹介)(第一〇四〇号)

一八 同(宮下創平君紹介)(第一〇四一七号)

一九 同(石田幸四郎君紹介)(第一一七七号)

二〇 同(北沢清功君紹介)(第一一七八号)

二一 私学助成の充実に関する請願(宮下創平君紹介)(第一〇四三三三)

二二 同(北沢清功君紹介)(第一一七九号)

二三 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願(石井郁子君紹介)(第二二九〇号)

二四 同(佐々木憲昭君紹介)(第二二九二一)

二五 同(坂井隆憲君紹介)(第二二九二二)

二六 同(瀬古由起子君紹介)(第二二九三三)

二七 同(平賀高成君紹介)(第二二九四四)

二八 同(村井仁君紹介)(第二二九五五)

二九 同(山原健二郎君紹介)(第二二九六六)

三〇 同(辻元清美君紹介)(第二三八八号)

三一 同(辻元清美君紹介)(第一四四三三)

紹介(第一三〇四号)

三八 同(山原健二郎君紹介)(第二三〇五五)

三九 公立小中学校事務職員及び栄養職員の義務教育費国庫負担法適用除外反対に関する請願(石井郁子君紹介)(第一七九〇号)

四〇 同(金子一義君紹介)(第二七九二一)

四一 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願(久野統一郎君紹介)(第一八八八号)

四二 同(羽田孜君紹介)(第一八八九号)

四三 同(西博義君紹介)(第二〇九四四)

四四 同(章川昭三君紹介)(第二二四八号)

四五 同(瀬古由起子君紹介)(第二三八二二)

四六 私学助成の充実に関する請願(羽田孜君紹介)(第一八九〇号)

四七 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願(近藤昭一君紹介)(第二五〇三三)

四八 同(青木宏之君紹介)(第二七五八号)

四九 学校事務職員・栄養職員の給与費の半額国庫負担堅持に関する請願(山原健二郎君紹介)(第二七六一号)

(厚生委員会)

一 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(石垣一夫君紹介)(第二号)

二 同(石垣一夫君紹介)(第八号)

五 同(木島日出夫君紹介)(第三八八号)

六 臍帯血バンクの設立に関する請願(坂口力君紹介)(第二二二号)

七 同(桜井郁三君紹介)(第三二二二)

八 同(戸井田徹君紹介)(第三三三三)

九 同(中川智子君紹介)(第三四四四)

一〇 同(堀之内久男君紹介)(第三五五五)

一一 同(家西悟君紹介)(第三六六六)

一二 同(石毛鏡子君紹介)(第三七七七)

一三 同(江渡聡徳君紹介)(第三八八八)

一四 同(衛藤晟一君紹介)(第三九九九)

一五 同(小野哲也君紹介)(第四〇〇〇)

一六 同(金田英行君紹介)(第四〇〇一)

一七 同(金田誠一君紹介)(第四〇〇二)

一八 同(佐藤剛男君紹介)(第四〇〇三)

一九 同(土屋亞子君紹介)(第四〇〇四)

二〇 同(長勢基遠君紹介)(第四〇〇五)

- | | | | |
|---|---|--|---|
| 三二 同(笹川義君紹介)(第九九号) | 五五 同(岡田克也君紹介)(第二四三号) | 七三 同(森山眞弓君紹介)(第八〇〇号) | 八九 同(北沢清功君紹介)(第二一八三号) |
| 三三 同(鈴木俊一君紹介)(第一〇〇号) | 五六 同(村井仁君紹介)(第二四四号) | 七四 遺伝子組換え食品の安全性確保に関する請願(藤田スミ君紹介)(第七五〇号) | 九〇 障害者施策の推進に関する請願(宮下創平君紹介)(第一〇四七号) |
| 三四 同(津島雄三君紹介)(第一〇一号) | 五七 子供の性的搾取・虐待をなくすための立法措置に関する請願(秋葉忠利君紹介)(第一九〇号) | 七五 公的臍帯血バンクの早期設立等に関する請願(小坂憲次君紹介)(第八五九号) | 九一 同(北沢清功君紹介)(第二一八四号) |
| 三五 同(根本匠君紹介)(第一〇二号) | 五八 同(瀬古由起子君紹介)(第二二〇号) | 七六 同(堀込征雄君紹介)(第八六〇号) | 九二 寝たきり老人・重度心身障害者とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設定に関する請願(宮下創平君紹介)(第一〇四八号) |
| 三六 同(吉田幸弘君紹介)(第一〇三号) | 五九 同(瀬古由起子君紹介)(第二二〇号) | 七七 同(小川元君紹介)(第八七五号) | 九三 同(北沢清功君紹介)(第二一八五号) |
| 三七 同(石破茂君紹介)(第一一七号) | 六〇 遺伝子組換え食品の安全性確保に関する請願(北沢清功君紹介)(第二二一号) | 七八 障害者施策の推進に関する請願(小坂憲次君紹介)(第八六一号) | 九四 男性介護従事者の養成等に関する請願(宮下創平君紹介)(第一〇四九号) |
| 三八 同(大村秀章君紹介)(第一一九号) | 六一 小規模作業所等成人期障害者施設に関する請願(草川昭三君紹介)(第三四五号) | 七九 同(堀込征雄君紹介)(第八六二号) | 九五 同(北沢清功君紹介)(第二一八六号) |
| 三九 同(山本孝史君紹介)(第二二〇号) | 六二 同(草川昭三君紹介)(第三六四号) | 八〇 同(小川元君紹介)(第八七六号) | 九六 公的臍帯血バンクの早期設立等に関する請願(村井仁君紹介)(第一三〇八号) |
| 四〇 同(土肥隆一君紹介)(第一五〇号) | 六三 同(草川昭三君紹介)(第三七七号) | 八一 寝たきり老人・重度心身障害者とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設定に関する請願(小坂憲次君紹介)(第八六三号) | 九七 同(木島日出夫君紹介)(第二一五七三号) |
| 四一 同(松本純君紹介)(第一五一号) | 六四 同(草川昭三君紹介)(第四〇二号) | 八二 同(堀込征雄君紹介)(第八六四号) | 九八 障害者施策の推進に関する請願(村井仁君紹介)(第一三〇九号) |
| 四二 子供の性的搾取・虐待をなくすための立法措置に関する請願(佐々木陸海君紹介)(第一四四号) | 六五 臍帯血バンクの設立に関する請願(森喜朗君紹介)(第三四六号) | 八三 同(小川元君紹介)(第八七七号) | 九九 同(木島日出夫君紹介)(第二一五七四号) |
| 四三 同(土肥隆一君紹介)(第一四五号) | 六六 同(中桐伸五君紹介)(第三六五号) | 八四 男性介護従事者の養成等に関する請願(小坂憲次君紹介)(第八六五号) | 一〇〇 寝たきり老人・重度心身障害者とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設定に関する請願(村井仁君紹介)(第一三二〇号) |
| 四四 同(不破哲三君紹介)(第一四六号) | 六七 子供の性的搾取・虐待をなくすための立法措置に関する請願(土井たか子君紹介)(第四七六号) | 八五 同(堀込征雄君紹介)(第八六六号) | 一〇一 同(木島日出夫君紹介)(第二一五七五号) |
| 四五 同(船田元君紹介)(第一四七号) | 六八 同(土井たか子君紹介)(第五〇三号) | 八六 同(小川元君紹介)(第八七八号) | 一〇二 男性介護従事者の養成等に関する請願(村井仁君紹介)(第一三二一号) |
| 四六 同(松本惟子君紹介)(第一四八号) | 六九 同(土井たか子君紹介)(第五二四号) | 八七 子供の性的搾取・虐待をなくすための立法措置に関する請願(赤松広隆君紹介)(第八六七号) | 一〇三 同(木島日出夫君紹介)(第二一五七六号) |
| 四七 同(山口俊一君紹介)(第一四九号) | 七〇 同(海江田万里君紹介)(第七二二号) | 八八 公的臍帯血バンクの早期設立等に関する請願(宮下創平君紹介)(第一〇四六号) | |
| 四八 臍帯血バンクの設立に関する請願(枝野幸男君紹介)(第一八四号) | 七一 同(海江田万里君紹介)(第七五一号) | | |
| 四九 同(鶴下一郎君紹介)(第一八五号) | 七二 同(海江田万里君紹介)(第七七九号) | | |
| 五〇 同(児玉健次君紹介)(第一八六号) | | | |
| 五一 同(矢上雅義君紹介)(第一八七号) | | | |
| 五二 同(山下徳夫君紹介)(第一八八号) | | | |
| 五三 同(瀬古由起子君紹介)(第二一七号) | | | |
| 五四 同(田村憲久君紹介)(第二一八号) | | | |

- 一〇四 子供の性的搾取・虐待をなくすための立法措置に関する請願(辻元清美君紹介(第一三九七号))
- 一〇五 同(石毛鏡子君紹介(第一四六二号))
- 一〇六 同(石毛鏡子君紹介(第一五六九号))
- 一〇七 同(肥田美代子君紹介(第一五七〇号))
- 一〇八 同(石毛鏡子君紹介(第一六九八号))
- 一〇九 同(石毛鏡子君紹介(第一八〇八号))
- 一一〇 介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(畑英次郎君紹介(第一四五二号))
- 一一一 同(岩田順介君紹介(第一五七八号))
- 一一二 脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願(畑英次郎君紹介(第一四五九号))
- 一一三 同(岩田順介君紹介(第一五八五号))
- 一一四 無年金障害者の解消に関する請願(畑英次郎君紹介(第一四六一号))
- 一一五 同(岩田順介君紹介(第一五八七号))
- 一一六 保育制度の改善と充実に関する請願(山下徳夫君紹介(第一六九六号))
- 一一七 臍帯血バンクの設立に関する請願(若松謙維君紹介(第一六九七号))
- 一一八 子供の性的搾取・虐待をなくすための立法措置に関する請願(石毛鏡子君紹介(第一九二二号))
- 一二九 同(石毛鏡子君紹介(第一二六八号))
- 一二〇 公的臍帯血バンクの早期設立等に関する請願(羽田孜君紹介(第一九二四号))
- 一二一 障害者施策の推進に関する請願(羽田孜君紹介(第一九二五号))
- 一二二 寝たきり老人・重度心身障害者とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(羽田孜君紹介(第一九二六号))
- 一二三 男性介護従事者の養成等に関する請願(羽田孜君紹介(第一九二七号))
- 一二四 介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(岩田順介君紹介(第一九二八号))
- 一二五 同(坂本剛二君紹介(第一九二九号))
- 一二六 同(永井英慈君紹介(第一九三〇号))
- 一二七 同(島山健治郎君紹介(第一九三二号))
- 一二八 同(船田元君紹介(第一九三三号))
- 一二九 同(栗原博久君紹介(第一九三六号))
- 一三〇 同(野田実君紹介(第一九三七号))
- 一三一 同(榊屋敬悟君紹介(第一九三七号))
- 一三二 同(宮下創平君紹介(第一九三七号))
- 一三三 同(山口俊一君紹介(第一九三七号))
- 一三四 同(亀井静香君紹介(第一九四〇号))
- 一三五 脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願(岩田順介君紹介(第一九五六号))
- 一三六 同(坂本剛二君紹介(第一九五七号))
- 一三七 同(永井英慈君紹介(第一九五八号))
- 一三八 同(島山健治郎君紹介(第一九五九号))
- 一三九 同(船田元君紹介(第二二五九号))
- 一四〇 同(栗原博久君紹介(第二三〇〇号))
- 一四一 同(野田実君紹介(第二三〇一号))
- 一四二 同(榊屋敬悟君紹介(第二三〇二号))
- 一四三 同(宮下創平君紹介(第二三〇三号))
- 一四四 同(山口俊一君紹介(第二三〇四号))
- 一四五 同(亀井静香君紹介(第二四一二号))
- 一四六 無年金障害者の解消に関する請願(岩田順介君紹介(第一九六四号))
- 一四七 同(坂本剛二君紹介(第一九六五号))
- 一四八 同(永井英慈君紹介(第一九六六号))
- 一四九 同(島山健治郎君紹介(第一九六七号))
- 一五〇 同(船田元君紹介(第二二六一号))
- 一五一 同(栗原博久君紹介(第二三二〇号))
- 一五二 同(野田実君紹介(第二三二二号))
- 一五三 同(榊屋敬悟君紹介(第二三二二号))
- 一五四 同(宮下創平君紹介(第二三二三号))
- 一五五 同(山口俊一君紹介(第二三二四号))
- 一五六 同(亀井静香君紹介(第二四一四号))
- 一五七 児童福祉法改正に伴う公的保育制度の充実に関する請願(園田博之君紹介(第二四〇二号))
- 一五八 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(綿貫民輔君紹介(第二五五九号))
- 一五九 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願外一件(綿貫民輔君紹介(第二五六〇号))
- 一六〇 介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(赤城徳彦君紹介(第二五六三号))
- 一六一 同(小野晋也君紹介(第二五六四号))
- 一六二 同(野呂田芳成君紹介(第二五六五号))
- 一六三 同(保利耕輔君紹介(第二五六六号))
- 一六四 同外四件(榊屋敬悟君紹介(第二五六七号))
- 一六五 同外一件(八代英太君紹介(第二五六八号))
- 一六六 同(佐田玄一郎君紹介(第二八四四号))
- 一六七 同(玉沢徳一郎君紹介(第二八四五号))
- 一六八 同(横光克彦君紹介(第二八四六号))
- 一六九 脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願(赤城徳彦君紹介(第二六一二号))
- 一七〇 同(小野晋也君紹介(第二六一二号))
- 一七一 同(坂口力君紹介(第二六一三号))
- 一七二 同(野呂田芳成君紹介(第二六一四号))
- 一七三 同(保利耕輔君紹介(第二六一五号))
- 一七四 同外四件(榊屋敬悟君紹介(第二六一六号))
- 一七五 同外一件(八代英太君紹介(第二六一七号))
- 一七六 同(佐田玄一郎君紹介(第二八六五号))
- 一七七 同(玉沢徳一郎君紹介(第二八六六号))
- 一七八 同(横光克彦君紹介(第二八六七号))
- 一七九 無年金障害者の解消に関する請願(赤城徳彦君紹介(第二八二四号))

官報 (号外)

- [illegible]

三、警察に関する件
四、消防に関する件
法務委員会

一、裁判所の司法行政に関する件
二、法務行政及び檢察行政に関する件
三、国内治安に関する件
四、人権擁護に関する件
外務委員会

一、国際情勢に関する件
大蔵委員会

一、国の会計に関する件
二、税制に関する件
三、関税に関する件
四、金融に関する件
五、証券取引に関する件
六、外国為替に関する件
七、国有財産に関する件
八、たばこ事業及び塩事業に関する件
九、印刷事業に関する件
一〇、造幣事業に関する件
文教委員会

一、文教行政の基本施策に関する件
二、学校教育に関する件
三、社会教育に関する件
四、体育に関する件
五、学術研究及び宗教に関する件
六、国際文化交流に関する件
七、文化財保護に関する件

厚生委員会

一、厚生関係の基本施策に関する件
二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件

農林水産委員会

一、農林水産業の振興に関する件
二、農林水産物に関する件
三、農林水産業団体にに関する件
四、農林水産金融に関する件
五、農林漁業災害補償制度に関する件

商工委員会

一、通商産業の基本施策に関する件
二、中小企業に関する件
三、資源エネルギーに関する件
四、特許及び工業技術に関する件
五、経済の計画及び総合調整に関する件
六、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
七、鉱業と一般公益との調整等に関する件
運輸委員会

一、陸運に関する件
二、海運に関する件
三、航空に関する件
四、港湾に関する件
五、海上保安に関する件
六、観光に関する件
七、気象に関する件
通信委員会
一、通信行政に関する件

二、郵政事業に関する件

三、郵政監察に関する件
四、電気通信に関する件
五、電波監理及び放送に関する件

労働委員会

一、労働関係の基本施策に関する件
二、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

建設委員会

一、道路整備特別措置法の一部を改正する法律案（二階俊博君外三名提出、第四百四回国会衆法第三八号）
二、建設行政の基本施策に関する件
三、都市計画に関する件
四、河川に関する件
五、道路に関する件
六、住宅に関する件
七、建築に関する件
八、国土行政の基本施策に関する件

安全保障委員会

一、国の安全保障に関する件
科学技術委員会

一、科学技術振興の基本施策に関する件
二、原子力の開発利用とその安全確保に関する件
三、宇宙開発に関する件
四、海洋開発に関する件
五、生命科学に関する件

六、新エネルギーの研究開発に関する件
環境委員会

一、環境保全の基本施策に関する件
二、公害の防止に関する件
三、自然環境の保護及び整備に関する件
四、快適環境の創造に関する件
五、公害健康被害救済に関する件
六、公害紛争の処理に関する件
予算委員会

一、予算の実施状況に関する件
決算委員会

一、平成八年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査（承諾を求めるの件）（第四百四十回国会、内閣提出）
二、平成八年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査（承諾を求めるの件）（第四百四十回国会、内閣提出）
三、歳入歳出の実況に関する件
四、国有財産の増減及び現況に関する件
五、政府関係機関の経理に関する件
六、国が資本金を出資している法人の会計に関する件
七、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件

平成九年十二月十二日 衆議院會議録第二十一号(一) 議長の報告

議院運営委員会

- 一、国会法等改正に関する件
- 二、議長よりの諮問事項
- 三、その他議院運営委員会の所管に属する事項

災害対策特別委員会

- 一、災害対策に関する件

公職選挙法改正に関する調査特別委員会

- 一、公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、第四百四十回国会法案第九二号)
- 二、公職選挙法の一部を改正する法律案(石井一君外三名提出、第四百四十回国会衆法第一八号)
- 三、公職選挙法改正に関する件

石炭対策特別委員会

- 一、石炭対策に関する件

消費者問題等に関する特別委員会

- 一、物価問題等国民の消費生活に関する件

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

- 一、沖縄及び北方問題に関する件

国会等の移転に関する特別委員会

- 一、国会等の移転に関する件

行政改革に関する特別委員会

- 一、行政改革に関する件

財政構造改革の推進等に関する特別委員会

- 一、財政構造改革の推進等に関する件

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

- 一、昨十一日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

国会法の一部を改正する法律

(理事補欠選任)

- 一、今十二日、農林水産委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 藤田 スミ君 (理事藤田スミ君去る五日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

- 一、昨十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

中野 正志君

補欠

菅 義偉君

菅 義偉君

菅 義偉君

- 一、今十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

石井 啓一君

補欠

上田 勇君

上田 勇君

地方行政委員

辞任

中野 正志君

補欠

山口 泰明君

山口 泰明君

中野 正志君

法務委員

辞任

西川 公也君

補欠

小林 多門君

枝野 幸男君

小林 多門君

古川 元久君

補欠

枝野 幸男君

大蔵委員

辞任

石原 伸晃君

補欠

森 英介君

山中 貞則君

海江田万里君

吉田 公一君

下地 幹郎君

森 英介君

生方 幸夫君

岩國 哲人君

江渡 聡徳君

砂田 圭佑君

農林水産委員

熊谷 市雄君

杉山 憲夫君

一川 保夫君

上田 勇君

岩永 峯一君

実川 幸夫君

石井 啓一君

石井 啓一君

石井 啓一君

松浪健四郎君

商工委員

辞任

白川 勝彦君

武部 勤君

林 幹雄君

松本 純君

望月 義夫君

松浪健四郎君

佐藤 勉君

佐々木洋平君

越智 伊平君

大島 理森君

河本 三郎君

桜井 郁三君

井奥 貞雄君

松本 和那君

増田 敏男君

山口 泰明君

富沢 篤敏君

中野 清君

富沢 篤敏君

中野 清君

富沢 篤敏君

中野 清君

富沢 篤敏君

中野 清君

富沢 篤敏君

科学技術委員

辞任

補欠

江渡 聡徳君

砂田 圭佑君

望月 義夫君

佐藤 勉君

中西 啓介君

吉田 幸弘君

羽田 孜君

岩國 哲人君

佐藤 勉君

望月 義夫君

砂田 圭佑君

江渡 聡徳君

吉田 幸弘君

中西 啓介君

岩國 哲人君

羽田 孜君

環境委員

辞任

補欠

土井たか子君

北沢 清功君

北沢 清功君

土井たか子君

予算委員

辞任

補欠

遠藤 利明君

竹本 直一君

北側 一雄君

福島 豊君

志位 和夫君

矢島 恒夫君

不破 哲三君

中林よし子君

岩國 哲人君

堀込 征雄君

竹本 直一君

遠藤 利明君

福島 豊君

北側 一雄君

中林よし子君

不破 哲三君

矢島 恒夫君

志位 和夫君

堀込 征雄君

岩國 哲人君

決算委員

辞任

補欠

熊谷 市雄君

今村 雅弘君

滝 実君

河井 克行君

今村 雅弘君

熊谷 市雄君

河井 克行君

滝 実君

議院運営委員

辞任

補欠

中野 正志君

飯島 忠義君

飯島 忠義君

中野 正志君

(理事補欠選任)

一、昨十一日、公職選挙法改正に関する調査特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 東中 光雄君(理事東中光雄君昨十一日委員辞任につきその補欠)

一、今十二日、消費者問題等に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 藤田 スミ君(理事藤田スミ君去る十一月二十七日委員辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

辞任 東中 光雄君 補欠 木島日出夫君

木島日出夫君 東中 光雄君

一、今十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任 中野 正志君 補欠 飯島 忠義君

飯島 忠義君 中野 正志君

行政改革に関する特別委員

辞任 遠藤 利明君 補欠 渡辺 博道君

渡辺 博道君 遠藤 利明君

財政構造改革の推進等に関する特別委員

辞任 中野 正志君 補欠 菅 義偉君

菅 義偉君 中野 正志君

一、昨十一日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

国会法等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

衆議院規則の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

委員長提出

辞任

補欠

嘉数 知賢君

谷畑 孝君

吉田 公二君

岩國 哲人君

谷畑 孝君

嘉数 知賢君

岩國 哲人君

吉田 公二君

行政改革に関する特別委員

辞任

補欠

遠藤 利明君

渡辺 博道君

熊谷 市雄君

田中 和徳君

船田 元君

石破 茂君

石破 茂君

船田 元君

田中 和徳君

熊谷 市雄君

渡辺 博道君

遠藤 利明君

財政構造改革の推進等に関する特別委員

辞任

補欠

中野 正志君

菅 義偉君

西川 公也君

田村 憲久君

中野 清君

木村 太郎君

菅 義偉君

中野 正志君

田村 憲久君

西川 公也君

木村 太郎君

中野 清君

(議案提出)

一、昨十一日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

国会法等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

衆議院規則の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

一、昨十一日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国会法等の一部を改正する法律案

一、昨十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(佐藤敬夫君外二名提出)

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案(大島章宏君外四名提出)

委員長提出

橋本内閣不信任決議案(小沢一郎君外四名提出)

(議案受領)

一、昨十一日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案

(委員会審査書略要求書受領)

一、昨十一日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

橋本内閣不信任決議案

小沢一郎君外四名

(議案送付)

一、昨十一日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国会法等の一部を改正する法律案

一、昨十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(佐藤敬夫君外二名提出)

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案(大島章宏君外四名提出)

国会法等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

一、今十二日、参議院から回付された本院提出案は次のとおりである。

(回付議案受領)

一、今十二日、参議院から回付された本院提出案は次のとおりである。

衆議院規則の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

国会法等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

一、今十二日、参議院から回付された本院提出案は次のとおりである。

衆議院規則の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

国会法等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

一、今十二日、参議院から回付された本院提出案は次のとおりである。

衆議院規則の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

国会法等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

一、今十二日、参議院から回付された本院提出案は次のとおりである。

衆議院規則の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

国会法等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

一、今十二日、参議院から回付された本院提出案は次のとおりである。

国会法等の一部を改正する法律案

(議案通知)

一、昨十一日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

国会法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、昨十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

心身障害者扶養保険制度に関する質問主意書

(枝野幸男君提出)

一、今十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

大蔵省不祥事と紀律保持に関する質問主意書

(保坂展人君提出)

死刑の執行などに関する質問主意書(保坂展人君提出)

乳幼児突然死症候群(SIDS)等に関する質問主意書(長内順一君提出)

苦田ダム建設事業に関する質問主意書(秋葉忠利君提出)

「国営謙早湾干拓事業」に関する質問主意書(秋葉忠利君外四名提出)

旧国鉄債務のJRR強制負担問題に関する質問主意書(坂上富男君提出)

国家資格試験実施団体に関する質問主意書(枝野幸男君提出)

日本臓器移植ネットワークへの行政の関与の在

り方に関する質問主意書(山本孝史君提出)

(答弁書要領)

一、今十二日、内閣から次の答弁書を受領した。衆議院議員金田誠一君提出北海道拓殖銀行に対する業務改善命令に関する質問に対する答弁書

平成九年十二月一日提出
質問 第一一五号

北海道拓殖銀行に対する業務改善命令に関する質問主意書

提出者 金田 誠一

北海道拓殖銀行に対する業務改善命令に関する質問主意書

北海道拓殖銀行(以下「拓銀」という。)に対し銀行法第二十八條に基づき発出された業務改善命令(以下「命令」という。)について疑問があるので、次のとおり質問する。

一 命令は、いつ、どこで、誰が、誰に、どのように伝達したのか。

二 命令の全文は、国会(委員会)または国会議員に提出できるか。

全文の提出が難しい場合は、不都合な部分を消去して提出できるか。

三 前項の提出ができないとすれば、どのような理由によるものか。

四 命令書の分量はどの程度か。たとえば、A4判何頁というように答えられたい。

五 命令の概要はどのようなものか。概要書があれば、その詳細を明らかにされたい。

六 命令の内容は、現状に対してどのような変更を求めているものか。

現状と、それに対して変更を求める内容を具体的に答えられたい。

七 命令に対して、拓銀はどのような改善措置を講じたのか。

命令内容に対応した改善措置を具体的に答えられたい。

八 命令に対する改善措置は、命令を発した者に報告することとされているか。

九 前項にかかわらず、拓銀から命令に対する改善措置の報告を受けているか。

十 受けているとすれば、その全文または不都合な部分を消去したものを、国会(委員会)または国会議員に提出できるか。

右質問する。

内閣衆質一四一第一一五号
平成九年十二月十二日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員金田誠一君提出北海道拓殖銀行に対する業務改善命令に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員金田誠一君提出北海道拓殖銀行に対する業務改善命令に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の北海道拓殖銀行に対する業務改善命令(以下「業務改善命令」という。)については、平成九年十一月十七日、大蔵省において、大蔵省銀行局銀行課長内藤純一が、株式会社北海道拓殖銀行(以下「拓銀」という。)常務取締役相川信一に、命令書を手交したところである。

二及び三について

業務改善命令は、拓銀という特定私人を名あてて人とする不利益処分であり、名あて人以外の者へ開示することを前提として行っているものではないので、命令書の全文の提出は困難であるが、その概要についてはお示しすることができると考えている。

四について

命令書は、A4判二ページによって記載できる分量のものである。

五について

拓銀においては、受皿銀行にその業務を承継するまでの間、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十五條に基づき貸付けによる資金を原資に貸出し等が行われ、また、預金保

險機構による資産買取り等が行われることが
予定されている。このような状況にかんがみ、
資産の悪化を招かないよう対応を図る必要があ
るとの観点から、銀行法(昭和五十六年法律第
五十九号)第二十六条第一項に基づき、拓銀に
対して以下の諸点について命じたところであ
る。

- 1 与信審査態勢の充実、強化を図ること。
- 2 不良債権の管理、回収の強化を図ること。
- 3 資産の悪化を招く貸出しの実行、著しく高
金利の預金受入れなど資産内容の一層の悪化
を招く行為は行わないこと。

- 4 1から3までの実施状況を大蔵省に適宜報
告すること。

六について

拓銀においては、資金繰りの行き詰まりに
伴い、今後の業務継続が困難となったことを踏
まえ、日本銀行法第二十五条に基づく貸付けに
よる資金提供を受け営業を継続することとな
ったが、受皿銀行にその業務を承継するまでの
間、適切な業務運営を確保する必要があるた
め、平成九年十一月十七日、拓銀の業務に関
し、以下の諸点について改善を命じたところ
である。

- 1 与信審査態勢の充実、強化を図ること。
- 2 不良債権の管理、回収の強化を図ること。
- 3 資産の悪化を招く貸出しの実行、著しく高

金利の預金受入れなど資産内容の一層の悪化
を招く行為は行わないこと。

七について

拓銀から、業務改善命令を遵守するため体制
面の整備を行うべく、「業務監査委員会」を設置
することを平成九年十一月二十一日開催の取締
役会で決定したとの報告を受けている。

拓銀からの報告によれば、「業務監査委員会」
の設置の趣旨は、円滑な業務運営を行うため、
及び資産内容の劣化を防止する観点から、投融
資、資産処分等の業務処理案件のチェックを行
うものであることである。

あわせて、拓銀は、平成九年十一月二十三日
開催の全営業店長会議において、業務改善命令
に関して、「業務監査委員会」のチェックを経た
上で、健全な融資先との取引に支障が生じない
よう対応を行う等の方針を説明したと承知して
いる。

八について

業務改善命令において、拓銀は、命令の実施
状況を大蔵省に適宜報告することとされてい
る。

九について

七についてにおいて述べたとおり拓銀から報
告を受けている。

十について

拓銀から報告として受領した公表文書は、別
紙のとおりである。

(別 紙)

各 社

平成9年11月21日

株式会社北海道拓殖銀行

業務監査委員会を設置することについて

株式会社北海道拓殖銀行(頭取代行 荒田 秀光)は、大蔵省からの業務改善命令を遵
行するため本行の整備を行うべく、「業務監査委員会」を設置することを本日開催の取締
役会で決定いたしましたので、お知らせいたします。

1 設置の趣旨

円滑な業務運営を行うため、資産内容の劣化を防止する観点から、投融資および
資産処分等業務処理案件のチェックを行うものです。

2 委員会メンバー

委員長 専務取締役 高村 健二
副委員長 専務取締役 小原 辰治
委員 専務取締役 井藤 士
公認会計士 与信監査部長
企画部長 検査部長
その他特に指名するもの
与信監査室
監査役およびその他指名するもの

事務局 オフサメンバー

以上

【本件のお問い合わせ先】

株式会社 北海道拓殖銀行
企画部広報室 田中 潤 (011-271-2111)
企画部東京広報室 藤井 文世 (03-3272-6611)

平成九年十二月十二日 衆議院會議録第二十二号(一) 国会法等の一部を改正する法律案(参議院回付) 公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

(答弁通知書等)

一、今十二日、内閣から衆議院議員金田誠一君提出閣議空港における東京路線のナイトステイの実現に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十年一月十二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、今十二日、内閣から衆議院議員金田誠一君提出バス事業・鉄道事業の需給調整規制廃止の前提条件としての事業者間の公正な競争条件確保に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十年一月十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

国会法等の一部を改正する法律案
右の貴院提出案は本院において修正議決した。
よって国会法第八十三条により回付する。

平成九年十二月十二日

参議院議長 斎藤 十朗
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(国会法の一部改正)

(修正に係る条文を掲ぐ。
小字は参議院修正)

第一条 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第十八号を次のように改める。

十八 決算行政監視委員会

第五十四条の四第一項中「第四十四条の下に、」第五十五条を加える。

第四十四条に次の三項を加える。

内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。
その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。
前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に

求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

第五十五条を次のように改める。

第五十五条 各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

(会計検査院法の一部改正)

第二条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条に次の一項を加える。

会計検査院は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を行うものとする。

第二章第四節中第三十条の次に次の一条を加える。

第三十条の二 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会から国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第五十五条の規定による要請があつたときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。

公職選挙法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年十一月二十八日

参議院議長 斎藤 十朗
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(小字及び一は修正)

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

目次中「選挙人名簿の様式等」を「選挙人名簿の記載事項等」に、「開票所の取締」を「開票所の取締り」に、「選挙会場及び選挙分会場の取締」を「選挙会場及び選挙分会場の取締り」に、「当選証書の付与及び告示」を「当選証書の付与」に、「第二百一条の五」第二百一条の十五を「第二百一条の五」第二百一条の十四に改め、「第二百一条の十五」(新聞による政策広告)を削り、「第二百五十六条」第二百七十三條を「第二百五十六條」第二百七十四條に、「第二百七十条の二」(選挙に関する届出等の期限)を「第二百七十条の二」(不在者投票の時間)に、「第二百七十三條」(選挙事務の委嘱)を「第二百七十三條」(選挙事務の委嘱)を「第二百七十四條」(選挙人に関する記録の保護)に改める。

第十九条第一項中「据えおく」を「据え置く」に改め、同条第二項中「九月及び三月、六月、九月及び十二月(第二十二條(登録)第一項及び第二十三條(縦覧)第一項において「登録月」という。)並びに、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、「抄本」の下に「(前項の規定により磁気ディスクをもつて選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該選挙人名簿に記載されている事項の全部又は一部を記載した書類。第二十九條(通報及び閲覧等)第二項において同じ。)」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 選挙人名簿は、政令で定めるところにより、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもつて調製することができる。

第二十條の見出しを「(選挙人名簿の記載事項等)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「を記載しなければならない」を「の記載(前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録)をしなければならない」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項を」前

二項に改め、同項を同条第三項とする。

第二十二條第一項中「毎年九月一日を「登録月の一日に、同月二日を、当該登録月の二日に、九月一日から同月七日まで」を「登録月の一日から七日まで」に改める。

第二十三條第一項中「九月三日から同月七日まで」を「登録月の三日から七日まで」に、「前条の」を「同条の」に改める。

第二十七條第二項中「記載内容」の下に「(第十九條(永久選挙人名簿)第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録内容)」を、「その記載」の下に「(同項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録)」を加える。

第三十一條第二項及び第三十二條第一項中「三十日以内を三十日以内」に、「三十一日以後三十五日以内を二十四日以後三十日以内」に改める。

第三十七條に次の一項を加える。

7 市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、政令で定めるところにより一以上の投票区を指定し、当該指定した投票区の投票管理者に、政令で定めるところにより、当該投票区以外の投票区に属する選挙人がした第四十九條(不在者投票)の規定による投票に関する事務のうち政令で定めるものを行わせることができる。

第三十八條第一項中「三人を二人」に改め、同条第二項中「三人を二人」に、「立ち会わせなければならない」を「立ち会わせなければならない」に改め、同条第四項中「三人を二人」に改める。

第四十條第一項中「午後六時を、午後八時に、但しを「ただし」に、「きたさない」を「来さない」に、「予め」を「あらかじめ」に、「又は投票所を閉じる時刻をそれぞれ二時間以内の範囲内において、繰り上げ又は繰り下げを」を「二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げる」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に改める。

第四十四條第一項中「抄本」の下に「(当該選挙人名簿が第十九條(永久選挙人名簿)第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記載されている事項の全部又は一部を記載した書類。次項、第五十五條(投票箱等の送致)及び第五十六條(繰上投票)において同じ。)」を加える。

第四十九條第一項中「選挙人で」の下に「選挙の当日を加え、いづれかにより選挙の当日自ら投票所に行き投票をすることができない」を「いづれ

かに該当すると見込まれる」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 職務若しくは業務又は自治省令で定める職務に従事すること。

第四十九條第二項第二号中「選挙人がやむを得ない用務を」用務(前号の自治省令で定めるものを除く。)に、「投票区のある市町村の区域外に旅行中又は滞在中であるべきを」投票区の区域外に旅行又は滞在をする」に改め、同項第三号中「選挙人が」を削り、「著しく困難であるべきを」困難である」に、「収容中であるべきを」収容されている」に改め、同項第四号中「居住中若しくは滞在中又はその地域において職務若しくは業務に従事であるべきを」居住していること又は当該地域に滞在をする」に改め、同項第五号中「選挙人が」を削り、「投票区の区域の属する都道府県の議会の議員の選挙区を」投票区のある市町村に、「居住中であるべきを」居住している」に改める。

第五十八條中「及び」を「又は」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、選挙人の同伴する幼児その他の選挙人とともに投票所に入ることに付いてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めたものについては、この限りでない。

第七十四條の見出しを「(開票所の取締り)」に

改め、同条中「第五十八条(投票所)に出入し得る者」を「第五十八条(投票所)に出入し得る者」本文に、「取締りについて、」を「取締りについて」に改める。

第七十六条中「選挙立会人に、」を「選挙立会人について」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同条第一項中「当該選挙の各開票区における選挙人名簿に登録された者」とあるのは「当該選挙の選挙権を有する者(第七十九条(開票事務)と選挙会事務との合同)第二項の規定により開票の事務を選挙会の事務に併せて行う旨の告示がされた場合にあつては、その開票区における選挙人名簿に登録された者。第八項において同じ。」と、「期日前三日まで」とあるのは「期日前三日まで(第七十九条第一項の規定する場合にあつては、同条第二項の規定による告示がされた日からその選挙の期日前三日まで)」と、「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙における選挙分会の選挙立会人については、当該選挙分会長。以下この条において同じ。)」と、同条第二項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長」と、同条第三項中「開票区」とあるのは「選挙会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙に

議院比例代表選出議員の選挙については、選挙会又は選挙分会。第八項において同じ。)」と、同条第四項から第六項までの規定中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長」と、同条第八項中「又は選挙の期日の前日までに三人に達しなくなったときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなったとき」とあるのは、「選挙の期日までに三人に達しなくなったとき」と、「開票所」とあるのは「選挙会」と、「開票管理者」とあるのは、「当該選挙長」と、「その開票区における選挙人名簿に登録された者」とあるのは「当該選挙の選挙権を有する者」と、「開票に」とあるのは「選挙会に」と、「市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者」とあるのは「当該選挙長」と読み替えるものとする。

第七十九条第二項中「前項を、第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日に、当該選挙の開票の事務を選挙会の事務に併せて行うかどうかを告示しなければならない。

場の取締り」に改め、同条中「第五十八条(投票所)に出入し得る者」を「第五十八条(投票所)に出入し得る者」本文に、「取締りについて、」を「取締りについて」に改める。

第八十六条第四項中「第七十五条(投票記載所の氏名等の掲示)第三項」を「第七十五条(投票記載所の氏名等の掲示)第六項」に改め、同条第五項に次のただし書を加える。

ただし、直近において行われた衆議院議員の総選挙の期日後に第八十六条の六(政党その他の政治団体の名称の届出等)第一項又は第二項の規定による届出をした政党その他の政治団体で同条第九項の規定による届出をしていないもの(同条第四項の規定により添えた文書の内容に異動があつたものにあつては、選挙の期日の公示又は告示の日の前日までに同条第七項の規定による届出をしたものに限り。次条第二項において「衆議院名称届出政党」という。)が、第一項の規定による届出をする場合においては、第一号に掲げる文書及び第二号に掲げる文書のうち政令で定めるものの添付を省略することができる。

ただし、衆議院名称届出政党が、同項の規定による届出をする場合においては、第二号に掲げる文書及び第三号に掲げる文書のうち政令で定めるものの添付を省略することができる。

第八十六条の二第二項第一号中「記載し、代表者が署名押印した」を「記載した」に改める。

第八十六条の三第二項中「同条第二項」を「同条第二項各号列記以外の部分中「前項」とあるのは「次条第一項」と、「衆議院名簿」とあるのは「同項の参議院名簿(以下この条において「参議院名簿」という。)」と、「衆議院名称届出政党」とあるのは「任期満了前九十日に当たる日から七日を経過する日までの間に第八十六条の七(政党その他の政治団体の名称の届出等)第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体で同条第五項の規定による届出をしていないもの(同条第三項の規定により添えた文書の内容に異動がないものに限る。)」と、「同項」とあるのは「次条第一項」と、同項第一号中「衆議院名簿登載者」とあるのは「次条第一項の参議院名簿登載者(以下この条において「参議院名簿登載者」という。)」と、同項第三号中「前項各号」とあるのは「次条第一項各号」と、同項第四号に、「第八十七条(重複立候補等の禁止)第六項において準用する同条第五項」と、「第八十七

条第一項若しくは第四項とあるのは「第八十七条第一項若しくは同条第六項において準用する同条第四項」と、を「第八十七条（重複立候補等の禁止）第六項において準用する同条第五項」と、同項第五号中「衆議院名簿登載者」とあるのは「参議院名簿登載者」と、「第八十七条第一項若しくは第四項」とあるのは「第八十七条第一項若しくは同条第六項において準用する同条第四項」と、同項第六号中に、「第八十六条の六（政党その他の政治団体の名称の届出等）第六項」とあるのは「第八十六条の七（政党その他の政治団体の名称の届出等）第六項」とあるのは「第八十六条の七第四項」に、「選挙区」とに、「を」を「選挙区」とにに、「数は、」を「数は」に改め、「同条第七項中」の下に「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「衆議院名簿」とあるのは「参議院名簿」と、「衆議院名簿登載者」とあるのは「参議院名簿登載者」と、を「簿登載者」とあるのは「参議院名簿登載者」と、を加え、「同条第八項から第十項までの規定中、衆議院名簿届出政党等」とあるのは「参議院名簿届出政党等」を「同条第八項中、衆議院名簿登載者」とあるのは「参議院名簿登載者」と、「衆議院名簿届出政党等」とあるのは「参議院名簿届出政党等」と、同条第九項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、

「衆議院名簿登載者」とあるのは「参議院名簿登載者」と、「衆議院名簿届出政党等」とあるのは「参議院名簿届出政党等」と、同条第十項中「衆議院名簿届出政党等」とあるのは「参議院名簿届出政党等」と、「衆議院名簿」とあるのは「参議院名簿」に改め、「同条第十二項中」の下に「第一項」とあるのは「次条第一項」とを、「第八十七条第六項において準用する同条第五項」との下に、「衆議院名簿」とあるのは「参議院名簿」と、「衆議院名簿登載者」とあるのは「参議院名簿登載者」とを、「違反してされたものである」との下に、「同条第十三項中」第一項、第九項とあるのは「次条第一項若しくはこの条第九項」と、「衆議院名簿」とあるのは「参議院名簿」と、「衆議院名簿登載者」とあるのは「参議院名簿登載者」と、同条第十四項中「第一項第一号」とあるのは「次条第一項第一号」と、「必要な事項」とあるのは「必要な事項並びに参議院(比例代表選出)議員の再選挙及び補欠選挙における第二項ただし書の規定の適用について必要な事項」とを加える。

第一百五条の見出しを「(当選証書の付与)」に改め、同条第三項を削る。

第一百八条第二項中「及び告示」を削る。

第一百六十八条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同

項を同条第三項とする。

第百六十九条第一項中「掲載文の字数が同条第三項の制限を超えるときは、その制限内の掲載文」を削る。

第百七十二条の二中「及び」を「又は」に、「因る」を「よる」に、「第百六十七条から第百七十一条まで」を「選挙公報の発行手続」を「第百六十七条」を「選挙公報の発行」から「第百七十一条」を「選挙公報の発行を中止する場合」までに、「条例の」を「条例で」に改め、ただし書を削る。

第百七十五条第一項中「順位の揭示」を「順位の揭示を」に改め、「候補者届出政党の名称」の下に「。以下この条において同じ。」を加え、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「の外」を「のほか」に改め、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第三項中「前項」を「第三項又は前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「開票区ごと」に「の下に」、当該選挙の公示又は告示があつた日において第八十六条公職の候補者の立候補の届出等」第一項から第三項まで、第八十六条の二」(名簿による立候補の届出等)第一項、第八十六条の三」(名簿による立候補の届出等)第一項又は第八十六条の四」(公職の候補者の立候補の届出等)第一

が経過した後に行う」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙について当該くじを行った後、第八十六條第八項又は第八十六條の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出があつた場合（これらの規定による届出のあつた公職の候補者の全員が候補者でなくなつたときを除く。）は、これらの規定の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ことに改めて行くくじで定める順序による。

第四百七十五條第二項を同條第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 次項前段に規定する場合を除くほか、第二項の揭示の掲載の順序は、前項本文のくじで定める順序（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙において第十八條（開票区）第二項の規定により市町村の区域を分けて数開票区を設けた場合にあつては、当該市町村の選挙管理委員会が選挙区ことに指定する一の開票区において行う前項本文のくじで定める順序）による。この場合において、衆議

院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙について当該くじを行つた後、第八十六條第八項又は第八十六條の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出があつたときは、これらの規定による届出のあつた公職の候補者の氏名及び党派別の揭示は、自治省令で定めるところによりするものとする。

5 第四十六條の二第一項に規定する方法により投票を行う選挙について第二項の揭示を行う場合には、その揭示の掲載の順序は、いずれの揭示の掲載の順序も同一となるように当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が当該選挙の告示があつた日において第八十六條の四第一項又は第二項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。

この場合において、当該くじを行つた後、第四十六條の二第二項の規定により変更して適用することとされた第八十六條の四第五項又は第八項の規定による届出があつたときは、これらの規定による届出のあつた公職の候補者の氏名及び党派別の揭示は、自治省令で定めるところによりするものとする。

第百七十五條第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村の選挙管理委員会は、各選挙(当該市町村の全部又は一部の区域が含まれる区域を区域として行われるものに限る。)につき、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、不在者投票管理者のうち政令で定めるものの管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の名称及び略称の揭示を、その他の選挙にあつては公職の候補者の氏名及び党派別の揭示をしなければならない。

第二百一十條の十五及び第二百六十三條第十三号を削る。

第二百七十條の二を第二百七十條の三とし、第二百七十條の次に次の一条を加える。

(不在者投票の時間)

第二百七十條の二 前条の規定にかかわらず、第四十九條(不在者投票)第一項の規定による投票に關し不在者投票管理者等に対してする行為のうち政令で定めるものは、午前八時三十分から午後七時^八当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午後五時から午後七時^八までの間でこれと異なる時刻を定めている場合にあつては、当該定められている時刻)までの間にすることができる。

2 前条の規定にかかわらず、第四十九條第一項の規定による投票に關し不在者投票管理者等に対してする行為のうち政令で定めるものは、当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内にしなければならない。

第十七章中第二百七十三條の次に次の一条を加える。

(選挙人に関する記録の保護)

第二百七十四條 市町村の委託を受けて行う選挙人名簿に關する事務の処理に従事している者又は従事していた者は、その事務に關して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年六月一日から施行する。ただし、目次の改正規定(開票所の取締)を「開票所の取締りに」、「選挙会場及び選挙分会場の取締」を「選挙会場及び選挙分会場の取締」に、「当選証書の付与及び告示」を「当選証書の付与」に改める部分に限る。、○第三十一條第二項、第三十二條第二項、○第五十八條、第七十四條及び第八十五條の改正規定、第

百五條の見出しの改正規定及び同条第三項を削る改正規定並びに第百八條の改正規定並びに次条第二項及び附則第三條の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)の規定(新法第十九條、第二十條、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十七條第二項、○第四十條、第五十八條、第七十四條、第八十五條、第百五條、第百八條、第二百七十條の二、第二百七十條の三及び第二百七十四條の規定を除く。)並びにこの法律による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六號)第二十五條第二項及び第三項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、施行日の前日までに公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

2 新法第百五條及び第百八條の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、当該規定の施行の日の前日までに公示され又は告示された選挙については、なお従前の例

による。

(施行日以後初めて行われる定時登録に係る縦覧に関する経過措置)

第三条 市町村の選挙管理委員会は、施行日以後

初めて行われる新法第二十二條第一項の規定による登録に係る新法第二十三條第一項の規定による縦覧の場所を、同条第二項の規定の例により、施行日前に告示しなければならない。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第四条 最高裁判所裁判官国民審査法の一部を次のように改正する。

第二十五條第二項中「第三十七條第一項、第二項及び第五項」を「第三十七條第一項、第二

項、第五項及び第七項」に改め、同条第三項中「投票立会人又は開票立会人各三人」を「投票立会人二人又は開票立会人三人」に改める。

(漁業法の一部改正)

第五条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十四條第一項の表以外の部分中「第二百七十条の二」を「第二百七十条の二(不在者投票の時間)」、第二百七十条の三に改め、同項の表第二十三條第一項の項中「九月三日から同月七日まで」を「登録月の三日から七日まで」に、「前条の」を「同条の」に改め、同表第二十五條第四項の項の次に次のように加える。

第四十四條第一項

抄本(当該選挙人名簿が第十九條第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記載されている事項の全部又は一部を記載した書類。次項、第五十五條及び第五十六條において同じ。)

抄本

第九十四條第一項の表第二百七十条の二の項中「第二百七十条の二」を「第二百七十条の三」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第六条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十一條の表以外の部分中「第十九條第三項」を「第十九條第四項」に、「第二百七十条の二」を「第二百七十条の二(不在者投票の時間)」、第二百七十条の三に改め、同条の表第十八條第二項の項の次に次のように加える。

第十九條第四項

抄本(前項の規定により磁気ディスクをもつて選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあっては、当該選挙人名簿に記載されている事項の全部又は一部を記載した書類。第二十九條(通報及び閲覧等)第二項において同じ。)

抄本

第十一條の表第二十三條第一項の項中「九月三日から同月七日まで」を「登録月の三日から七日まで」に、「前条の」を「同条の」に改め、同表第三十四條第三項の項の次に次のように加える。

第四十四條第一項

抄本(当該選挙人名簿が第十九條(永久選挙人名簿)第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記載されている事項の全部又は一部を記載した書類。次項、第五十五條(投票箱等の送致)及び第五十六條(繰上投票)において同じ。)

抄本

第十一條の表第四十九條第一項第四号の項中「第四十九條第一項第四号」を「第四十九條第一項第一号、第二号及び第四号」に改め、同表第二百七十条の二の項中「第二百七十条の二」を「第二百七十条の三」に改める。

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近の各選挙における投票率の低下傾向にかんがみ、選挙人が投票をしやすい環境を整えるため、定時登録の回数の増加、投票時

間の延長、不在者投票制度の改善等の措置を講ずるとともに、衆議院議員の任期満了による総選挙及び参議院議員の通常選挙の選挙期日に関する規定を改めるほか、選挙に関する事務の簡素合理化等を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 選挙人名簿

- (一) 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合のほか、毎年三月、六月、九月及び十二月(現行九月)に、選挙人名簿の登録を行うものとする。
- (二) 選挙人名簿は、磁気ディスクをもつて調

製することができるものとする。

2 選挙期日

衆議院議員の任期満了による総選挙を行うべき期間が国会開会中又は国会閉会の日から二十三日以内にかかる場合においては、当該総選挙は、国会閉会の日から二十四日以後三十日以内に行うものとし、参議院議員の通常選挙を行うべき期間が参議院開会中又は参議院閉会の日から二十三日以内にかかる場合においては、当該通常選挙は、参議院閉会の日から二十四日以後三十日以内に行うものとする。

3 投票

(一) 市町村の選挙管理委員会は、一以上の投票区を指定し、当該指定した投票区の投票管理者に不在者投票に関する事務のうち政令で定めるものを行わせることができるものとする。

(二) 投票立会人の数を二人(現行三人)以上五人以下とするものとする。

(三) 投票時間を午前七時から午後八時(現行午後六時)までとするともに、特別の事情がある場合には、投票開始時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票終了時刻を四時間以内の

範囲内において繰り上げることができるものとする。

(四) 選挙の当日次に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人は、不在者投票をすることができるものとする。

(1) 職務若しくは業務又は自治省令で定める用務に従事すること。

(2) 用務(1)の自治省令で定めるものを除く。又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

(3) 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は監獄、少年院若しくは婦人補導院に収容されていること。

(4) 交通至難の島その他の地で自治省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。

(5) その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。

(五) 選挙人の同伴する幼児その他の選挙人とともに投票所に入ることに付てやむを得ない事情がある者として投票管理者が認められるものは、投票所に入ることができるものとする。

とすること。

4 選挙会及び選挙分会

(一) 開票の事務を選挙会の事務に併せて行う場合を除き、選挙立会人は、当該選挙の選挙権を有する者の中から選任することができるものとする。

(二) 選挙会の区域と開票区の区域が同一である場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、当該選挙の期日の公示又は告示の日に、開票の事務を選挙会の事務に併せて行うかどうかを告示しなければならないものとする。

5 公職の候補者

名称保護の届出をしている政党その他の政治団体が衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙において候補者届出又は名簿による立候補の届出をする場合には、綱領・党則及び要件該当確認書のうち政令で定めるものの添付を省略することができるものとする。

6 選挙運動

(一) 選挙公報掲載文の字数制限を廃止するものとする。

(二) 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村

の全部又は一部の区域が含まれる区域を区域として行われる選挙について、当該選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から選挙の期日の前日までの間、不在者投票管理者のうち政令で定めるものの管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙にあつては名簿届出政党等の名称及び略称の掲示を、その他の選挙にあつては公職の候補者の氏名及び党派別(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称)の掲示をしなければならないものとする。

7 その他

(一) 当選証書を付与した旨の告示を廃止するものとする。

(二) 参議院議員の通常選挙における確認団体の公営による政策広告を廃止するものとする。

(三) 不在者投票をすることができる時間を、原則として午前八時三十分から午後八時(現行午後五時)までとするものとする。

(四) 市町村の委託を受けて行う選挙人名簿に関する事務の処理に従事している者等は、

その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないものとする。

8 施行期日

この法律は、平成十年六月一日から施行するものとする。ただし、2、3の(四)及び7の(一)は、公布の日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、選挙人が投票をしやすい環境を整えるため、定時登録の回数の増加、投票時間の延長、不在者投票制度の改善等の措置を講ずるとともに、衆議院議員の任期満了による総選挙及び参議院議員の通常選挙の選挙期日に関する規定を改めるほか、選挙に関する事務の簡素合理化等を図ろうとするもので、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成九年十二月十一日

公職選挙法改正に関する調査特別委員長 葉梨 信行

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本法の施行に当たり、政府は、次の事項について善処すべきである。

一 選挙結果に対する国民の関心に応えるため、地方公共団体の協力を得て、開票の迅速化を図ること。また、今後とも、投票票の方法の合理化、迅速化のための方策について、検討を進めること。

二 本法の施行に伴う国政選挙執行経費については、地方公共団体の負担となることのないよう、適切な措置を講ずること。

平成九年十二月十二日 衆議院會議録第二十一号(一)

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

官報

号外

平成九年十二月十二日

○第四百十一回 衆議院會議録 第二十一号(二)

本期国会において衆議院に提出された議案、請願、質問等の総数及びその結果

内閣提出議案 二十一件

内

法律案 二十件 成立

国会の承認を求めるの件 一件 両院承認

議員提出議案 三十二件

内

法律案 二十二件

内

成立 三件

本院閉会中審査 二件

本院未了 十七件

規則案 一件 可決

決議案 九件

内

否決 四件

未了 四件

未決 一件

重要動議 八件

内

可決 七件

未決 一件

衆議院提出法律案及び参議院議員提出法律案

六件

内

参議院提出法律案 一件 成立

参議院議員提出法律案(本院予備審査) 五件

平成九年十二月十二日 衆議院會議録第二十一号(二) 本期国会において衆議院に提出された議案、請願、質問等の総数及びその結果 議長長の報告

参議院に通知した。
国会法等の一部を改正する法律
公職選挙法の一部を改正する法律
(議決通知)
一、今日、本院は、閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。
内閣委員会

一、行政機構並びにその運営に関する件

二、恩給及び法制一般に関する件

三、公務員の制度及び給与に関する件

四、栄典に関する件

地方行政委員会

一、地方自治に関する件

二、地方財政に関する件

三、警察に関する件

四、消防に関する件

法務委員会

一、裁判所の司法行政に関する件

二、法務行政及び檢察行政に関する件

三、国内治安に関する件

四、人権擁護に関する件

外務委員会

一、国際情勢に関する件

大蔵委員会

一、国の会計に関する件

二、税制に関する件

三、関税に関する件

四、金融に関する件

五、証券取引に関する件

六、外国為替に関する件

七、国有財産に関する件

八、たばこ事業及び塩事業に関する件

九、印刷事業に関する件

一〇、造幣事業に関する件

文教委員会

一、文教行政の基本施策に関する件

二、学校教育に関する件

三、社会教育に関する件
四、体育に関する件
五、学術研究及び宗教に関する件
六、国際文化交流に関する件
七、文化財保護に関する件
厚生委員会
一、厚生関係の基本施策に関する件
二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
農林水産委員会

一、農林水産業の振興に関する件

二、農林水産物に関する件

三、農林水産業団体に関する件

四、農林水産金融に関する件

五、農林漁業災害補償制度に関する件

商工委員会

一、通商産業の基本施策に関する件

二、中小企業に関する件

三、資源エネルギーに関する件

四、特許及び工業技術に関する件

五、経済の計画及び総合調整に関する件

六、私的独占の禁止及び公正取引に関する件

七、鉱業と一般公益との調整等に関する件

運輸委員会

一、陸運に関する件

二、海運に関する件

三、航空に関する件

四、港湾に関する件

五、海上保安に関する件

六、観光に関する件

七、気象に関する件

通信委員会

一、通信行政に関する件

二、郵政事業に関する件

三、郵政監察に関する件

四、電気通信に関する件

五、電波監理及び放送に関する件

労働委員会

- 一、労働関係の基本施策に関する件
- 二、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

建設委員会

- 一、道路整備特別措置法の一部を改正する法律案(二階俊博君外三名提出、第四百四回国会衆法第三八号)
- 二、建設行政の基本施策に関する件
- 三、都市計画に関する件
- 四、河川に関する件
- 五、道路に関する件
- 六、住宅に関する件
- 七、建築に関する件
- 八、国土行政の基本施策に関する件

安全保障委員会

- 一、国の安全保障に関する件
- 二、原子力の開発利用とその安全確保に関する件

科学技術委員会

- 一、科学技術振興の基本施策に関する件
- 二、原子力の開発利用とその安全確保に関する件
- 三、宇宙開発に関する件
- 四、海洋開発に関する件
- 五、生命科学に関する件
- 六、新エネルギーの研究開発に関する件

環境委員会

- 一、環境保全の基本施策に関する件
- 二、公害の防止に関する件
- 三、自然環境の保護及び整備に関する件
- 四、快適環境の創造に関する件
- 五、公害健康被害救済に関する件
- 六、公害紛争の処理に関する件
- 予算委員会
- 一、予算の実施状況に関する件

決算委員会

- 一、平成八年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(承諾を求めるの件)(第四百四回国会、内閣提出)

二、平成八年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額調査及び各省各庁所管経費増額調査(承諾を求めるの件)(第四百四回国会、内閣提出)

- 三、歳入歳出の実況に関する件
- 四、国有財産の増減及び現況に関する件
- 五、政府関係機関の経理に関する件
- 六、国が資本金を出資している法人の会計に関する件
- 七、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件

議院運営委員会

- 一、国会法等改正に関する件
- 二、議長よりの諮問事項
- 三、その他議院運営委員会の所管に属する事項

災害対策特別委員会

- 一、災害対策に関する件
- 二、公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、第四百四回国会衆法第九二号)
- 三、公職選挙法の一部を改正する法律案(石井一君外三名提出、第四百四回国会衆法第一八号)

公職選挙法改正に関する調査特別委員会

- 一、公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、第四百四回国会衆法第九二号)
- 二、公職選挙法の一部を改正する法律案(石井一君外三名提出、第四百四回国会衆法第一八号)
- 三、公職選挙法改正に関する件

石炭対策特別委員会

- 一、石炭対策に関する件
- 二、消費者問題等に関する特別委員会
- 三、物価問題等国民の消費生活に関する件
- 四、沖縄及び北方問題に関する特別委員会
- 五、沖縄及び北方問題に関する特別委員会
- 六、国会等の移転に関する特別委員会
- 七、国会等の移転に関する特別委員会
- 八、行政改革に関する特別委員会
- 九、行政改革に関する特別委員会

財政構造改革の推進等に関する特別委員会

- 一、財政構造改革の推進等に関する件
- 二、今十二日、本院は、閉会中次のとおり委員会が審査を継続することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。
- 三、内閣委員会
- 四、情報公開法案(松本善明君外一名提出、衆法第五号)
- 五、行政情報の公開に関する法律案(倉田栄喜君外七名提出、衆法第一二二号)
- 六、(通知書受領)
- 七、今十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
- 八、精神保健福祉士法
- 九、言語聴覚士法
- 十、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律
- 十一、預金保険法の一部を改正する法律
- 十二、外国等による本邦外船舶運航事業業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律
- 十三、今十二日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、次の通知書を受領した。
- 十四、内閣参議第二六三号
- 十五、平成九年十二月十二日
- 十六、内閣総理大臣 橋本龍太郎
- 十七、衆議院議長 伊藤宗一郎殿
- 十八、私は、平成九年十二月十四日(日)午前十一時五十分羽田空港発、十二月十六日(火)午後十時二十分同空港着の予定で、マレーシア訪問のため出張しますので、御通知いたします。
- 十九、今十二日、斎藤参議院議長から伊藤議長あて、参議院は閉会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。
- 二十、内閣委員会
- 二十一、市民活動促進法案(第百三十九回国会衆法第一八号)

二、非営利法人特例法案(参第三号)

- 三、市民公益活動法人法案(参第五号)
- 四、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査
- 五、国の防衛に関する調査
- 六、地方行政委員会
- 七、地方行政の改革に関する調査
- 八、法務及び司法行政等に関する調査
- 九、外務委員会
- 十、国際情勢等に関する調査
- 十一、大蔵委員会
- 十二、租税及び金融等に関する調査
- 十三、文教委員会
- 十四、スポーツ振興投票の実施等に関する法律案(第四百四回国会衆法第二二二号)
- 十五、日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案(第四百四回国会衆法第二二二号)
- 十六、スポーツ振興法の一部を改正する法律案(第四百四回国会衆法第二三三号)
- 十七、四、教育、文化及び学術に関する調査
- 十八、厚生委員会
- 十九、一、社会保障制度等に関する調査
- 二十、農林水産委員会
- 二十一、一、農林水産政策に関する調査
- 二十二、商工委員会
- 二十三、一、産業貿易及び経済計画等に関する調査
- 二十四、運輸委員会
- 二十五、一、運輸事情等に関する調査
- 二十六、通信委員会
- 二十七、一、郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査
- 二十八、労働委員会
- 二十九、一、労働問題に関する調査
- 三十、建設委員会
- 三十一、一、建設事業及び建設計画等に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会

一、平成七年度一般会計歳入歳出決算、平成七年度特別会計歳入歳出決算、平成七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成七年度政府関係機関決算書

二、平成七年度国有財産増減及び現在額総計算書

三、平成七年度国有財産無償貸付状況総計算書

四、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(第百四十回国会案第三四号)

二、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

科学技術特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査
環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査
災害対策特別委員会

一、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(第百四十回国会案第五号)

二、阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案(参第十八号)

三、災害対策樹立に関する調査
選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査
沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査
国会等の移転に関する特別委員会

一、国会等の移転に関する調査

行財政改革・税制等に関する特別委員会

一、行財政改革・税制等に関する調査
国際問題に関する調査会

一、国際問題に関する調査
国民生活・経済に関する調査会

一、国民生活・経済に関する調査
行財政機構及び行政監察に関する調査会

一、行財政機構及び行政監察に関する調査
(議案通知)

一、今十二日、次の本院提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

国会法等の一部を改正する法律案
一、今十二日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

公職選挙法の一部を改正する法律案
(議案通知書受領)

一、今十二日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

一、今十二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

精神保健福祉士法案(第百四十回国会内閣提出、本院継続審査)

言語聴覚士法案
農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案

預金保険法の一部を改正する法律案

「慰安婦」問題の教科書掲載に関する再質問主意書(高市早苗君提出)及び答弁書

エジプト襲撃事件の、日本人犠牲者に対する補償に関する質問主意書(坂上富男君提出)及び答弁書

函館空港における東京路線のナイトステイの実

現に関する質問主意書(金田誠一君提出)及び答弁書

バス事業・鉄道事業の需給調整規制廃止の前提条件としての事業者間の公正な競争条件確保に関する質問主意書(金田誠一君提出)及び答弁書

公共事業における評価基準、及び撤退システムの確立に関する質問主意書(太田昭宏君提出)及び答弁書

心身障害者扶養保険制度に関する質問主意書(枝野幸男君提出)及び答弁書

大蔵省不祥事と紀律保持に関する質問主意書(保坂展人君提出)及び答弁書

死刑の執行などに関する質問主意書(保坂展人君提出)及び答弁書

乳幼児突然死症候群(SIDS)等に関する質問主意書(長内順一君提出)及び答弁書

苦田ダム建設事業に関する質問主意書(秋葉忠利君提出)及び答弁書

「国営護国寺」に関する質問主意書(秋葉忠利君外四名提出)及び答弁書

旧国鉄債務のJ.R.強制負担問題に関する質問主意書(坂上富男君提出)及び答弁書

国家資格試験実施団体に関する質問主意書(枝野幸男君提出)及び答弁書

日本臓器移植ネットワークへの行政の関与の在り方に関する質問主意書(山本孝史君提出)及び答弁書

(公議録追録に掲載)

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第十七号の発送は都合により後日となるため、第二十一号を先に発送しました。)

発行所	
虎ノ門二丁目二番四号	〒一〇五 東京都港区
大蔵省印刷局	
電 話	
03 (3567) 4284	
定 価	
(配本) 送料	本号一部 一〇五円
別	